

過疎法（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法）に基づく固定資産税の優遇制度

過疎法に基づく固定資産税の特例により、令和9年3月31日までに取得した固定資産のうち次の要件に該当する場合は、固定資産税の優遇が受けられます。

対 象 地 域	■吾平町、輝北町（過疎地域とみなされる地域）																	
対 象 業 種	■業種 ○製造業 ○旅館業（下宿営業を除く。） ○農林水産物等販売業 ※農林水産物等販売業とは市内全域で生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理したものを店舗において、主に、市内全域以外の者に販売することを目的とする事業 （例）農家レストラン、道の駅、観光客向け農林水産物直売所 ○情報サービス業等 ※情報サービス業等とは ・有線放送業（有線テレビジョン放送業） ・情報サービス業（ソフトウェア業やデータベースサービス提供業、市場調査 など） ・インターネット附随サービス業 （インターネットショッピングサイト運営業 など） ■上記の業種のうち、青色申告事業者（個人又は法人）																	
対 象 資 産	■対象地域に取得した下記の資産 ○家屋（附属設備含む） ・対象事業の用に供する部分（特別償却制度の適用を受けるもの） ○償却資産 ・対象事業の用に供する機械及び装置 （特別償却制度の適用を受けるもの） ○土地 ※ただし、取得（所有権移転した日（売買契約の日付））の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする上記家屋の建設に着手（建物の基礎工事に着手した日（地質調査・測量は除く））した敷地で、対象となる家屋の建床面積部分																	
適 用 要 件	<table><tr><th rowspan="2">対象業種</th><th colspan="3">資本金規模</th></tr><tr><th>5,000万円以下</th><th>1億円以下</th><th>1億円超</th></tr><tr><td>製造業</td><td rowspan="2">500万円</td><td rowspan="2">1,000万円（※）</td><td rowspan="2">2,000万円（※）</td></tr><tr><td>旅館業</td></tr><tr><td>農林水産物等販売業</td><td colspan="3" rowspan="2">500万円（※）</td></tr><tr><td>情報サービス業等</td></tr></table> ※新增設のみ	対象業種	資本金規模			5,000万円以下	1億円以下	1億円超	製造業	500万円	1,000万円（※）	2,000万円（※）	旅館業	農林水産物等販売業	500万円（※）			情報サービス業等
対象業種	資本金規模																	
	5,000万円以下	1億円以下	1億円超															
製造業	500万円	1,000万円（※）	2,000万円（※）															
旅館業																		
農林水産物等販売業	500万円（※）																	
情報サービス業等																		
免 除 内 容	■対象資産に対する固定資産税の全額免除																	

免 除 期 間	■対象資産に対して新たに固定資産税を課税することとなる年度から3年度間
申 請 手 続	1 対象施設指定の申請 (事業者 ⇒ 市 政策推進課産業立地推進室) ○申請時期 対象施設の操業開始後 ○提出書類 ・対象施設指定申請書（第1号様式） ・事業概要書（第2号様式） ・事業所敷地の全体平面図（家屋の位置と地番を確認できるもの） ・定款 ・法人登記簿謄本（写し） ・生産工程表 ・工事請負契約書（写し）※工事がある場合 ・売買契約書（写し）※売買がある場合 ・対象資産の領収書等（写し） 【補助金を受けた場合】 ・補助金の額が分かる書類（写し） 【土地が該当する場合】 ・地籍図等（写し） 【家屋が該当する場合】 ・対象家屋の平面図 【償却資産が該当する場合】 ・償却資産の配置図 【旅館業に供する施設を設置した場合】 ・旅館業営業許可書（写し） ○提出先 市長公室 政策推進課産業立地推進室（本庁舎3階） 2 対象施設指定書の交付（ 市 産業振興課 ⇒ 指定事業者 ） 市は、提出のあった申請書等を審査し、対象施設に指定したときは、申請のあった事業者（以下「指定事業者」）に対し、特別措置適用対象施設指定書（第3号様式）を交付する。 3 課税免除の申請（ 指定事業者 ⇒ 市 税務課 ） ○申請期限 指定を受けた施設にかかる固定資産税が新たに賦課されることとなる年度の初日の属する年の1月31日まで ※ただし、事業年度が終了していない法人は、事業年度終了後、2ヶ月以内まで ○提出書類 ・固定資産税課税免除申請書（第4号様式） ・特別措置適用対象施設指定書（写し） ・所得税、法人税の確定申告書（税務署の受理が分かるページのみ）又は納税証明書（写し）

- ※電子申告の場合は、税務署の受理メールの写し
- ・減価償却資産の償却額の計算に関する明細書（別表 16）
- ・特別償却の償却限度額の計算に関する付表
- ・会社パンフレット
- ・特別償却非適用の理由書
- ※割増償却の適用を受けなかった場合

○提出先

総務部 税務課（本庁 1 階）

○その他

申請書を提出いただいた後、当該資産の現地調査をさせていただきます。

4 課税免除の決定（市 税務課 ⇒ 指定事業者）

市は、提出のあった申請書及び提出書類を審査し、課税免除の可否及び免除額を決定後、指定事業者に対し固定資産税課税免除等通知書により通知します。

5 各種届出（指定事業者 ⇒ 市 政策推進課産業立地推進室）

指定事業者は、指定の日から最後の特別措置を受ける日までの間において以下の表に該当するときは、下欄に掲げる届出書を市に提出してください。

○提出期限

提出事由が発生した日以後 20 日以内

○届 出 書

区 分	提出書類
対象施設指定関係書類の記載事項に変更があったとき	記載事項変更届 (第 6 号様式)
指定対象施設の事業が承継されたとき	指定対象施設事業承継届 (第 7 号様式)
指定対象施設の事業の廃止又は休止があったとき	指定対象施設事業廃（休）止届 (第 8 号様式)

6 その他

指定事業者が次のいずれかに該当したときは、対象施設の指定を取り消し、又は既に行った特別措置を取り消します。

- (1) 上記の適用要件等に該当しなくなったとき。
- (2) 事業の廃止又は休止があったとき。
- (3) 指定時の条件に違反したとき、又は市に提出した書類に虚偽の記載をしたとき
- (4) 特別措置を行うために必要な報告をしなかったとき。
- (5) その他事業の施行方法が不適切であると認められるとき。